

平成22年度 長寿・子育て・障害者基金事業助成金 地域活動助成 募集要領（旧地方分助成）

1. 助成金の目的

地域で活動するボランティア団体等民間の地域の実情に即したきめ細かな事業に対し助成を行い、高齢者、障害者の在宅福祉等の推進及び社会参加の促進、子育て支援、障害者スポーツの振興を図ることを目的とします。

2. 助成対象事業

別紙1のとおり

なお、次に掲げるものは対象としません。

- ① 国又は地方公共団体の補助制度が設けられている事業
- ② 従来 of 事業をそのまま行う事業
- ③ 営利を目的とする事業
- ④ 調査研究が主である事業
- ⑤ （財）長寿社会開発センターが行う助成の対象となる高齢者の生きがい・健康づくり関連事業
- ⑥ （財）テクノエイド協会が行う助成の対象となる福祉用具の研究開発及び普及に関する事業
- ⑦ 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託する（総事業費における外部委託額の割合が50%以上）事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分（総事業費に占める交付資金の額の割合が50%以上）を占める事業（ただし、当機構が別に定める場合を除く。）
- ⑧ 自ら主催実施しない事業

3. 助成対象事業者

社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体（国、地方公共団体及び独立行政法人等を除く。）であって応募時点で法人又は団体が設立されており、助成事業の実施体制が整っている法人又は団体とします。

- ・社会福祉法人
- ・一般社団法人又は一般財団法人
- ・特定非営利活動法人
- ・地方公共団体等の出資によって設立、運営される法人又は団体
- ・その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体

4. 助成対象経費

別紙1の事業を実施するために真に必要な経費とします。(別紙2参照)

ただし、次に掲げる経費は対象としません。

- ① 土地取得経費
- ② 法人又は団体の運営経費(職員給与、役職員への報酬、家賃、光熱水費等)
- ③ 事業内容に照らして不適切又は著しく高額である物品の購入経費
- ④ 福祉車両等の購入に伴う税金・保険料等の諸経費
- ⑤ 介護保険又は自立支援給付の各サービスと重複する経費
- ⑥ 海外渡航旅費(当機構が特に必要と認める場合を除く。)

5. 助成額

事業内容を勘案して定めることとしますが、1事業年度の助成額は200万円を限度とします。

6. 助成対象となる事業の実施期間

平成22年4月1日以降に開始し、平成23年3月31日までに完了する事業とします。

ただし、実施に2か年を要する事業、又は、事業を2か年継続することで効果や成果が発揮される事業(以下「複数年助成」という。)については、若干数を募集します。

7. 応募方法等

(1) 応募期間

平成21年9月1日から平成21年10月31日まで(当日消印有効)です。

(2) 応募手続き等

- ・ 助成を受けようとする法人又は団体は、助成金交付要望書(以下「要望書」という。)に必要書類を添付して、助成事業を実施する地域の都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会へ提出願います。

なお、書類に不備がある場合には受け付けられません。

(必要書類)

- ・ 定款、運営規約等
- ・ その他機構が求めた書類
- ・ 要望書の様式は、都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会において配布されますが、当機構のホームページ(<http://www.wam.go.jp/wam/>)からダウンロードして使用いただくこともできます。
- ・ 先駆的活動助成、地域活動助成及び基金の種類を問わず、応募は1団体1事業

とします。

なお、平成21年度「地方分」助成を受けた団体は、応募はできません。

- ・ 提出いただいた要望書及び添付書類については、返却できませんのでご了承願います。

(3) 応募に必要な要件

① 助成金交付要望書の記載について

- ・ 要望書は、記載要領に従って記載すること。
- ・ 事業の必要性及び目的については、事前に事業の必要性及び事業計画について十分検討した上で、明確かつ具体的に記載すること。

また、事業達成目標を明確にするため、事業の対象人員や実施回数等をできる限り織り込むこと。

- ・ 予算は、事業の内容や実行計画を反映したものとすること。

② 事業効果の普及、事業の継続性について

- ・ 選定に当たって考慮するので、事業効果の確認（参加者へのアンケート等）を行う予定がある場合は、その旨を具体的に記載すること。
- ・ 助成終了後における事業継続に関する計画及び意向についても具体的に記載すること。
- ・ 物品購入又は施設整備に関する事業にあつては、その物品又は施設の継続的な活用方法について具体的に記載すること。

また、記載にあたっては、物品等の対象人員数や利用頻度等を必ず記載すること。

- ・ 助成事業の実施期間に見合った適正な事業内容であるとともに、事業内容が複数にわたる場合は、相互に連携する事業であり、相乗効果のある事業であること。

(4) 応募に当たっての留意事項

要望書の提出に当たっては、次の点に十分に留意願います。

- ・ 政策関連助成（旧一般分助成）を以前に受けたことがある法人又は団体は、地域活動助成を受けることはできません。
- ・ 事業計画の検討に当たっては、高齢者、障害者、児童及びその家族などの利益を重視した取り組みであることが望ましい。
- ・ 事業計画の検討に当たっては、団体の実施体制に見合った内容とし、必要に応じ、関係機関、関係職種等様々な地域資源との連携やその活用を図った事業とすることが望ましい。

8. 選定方法及びその結果

- (1) 機構では、幅広く助成配分する観点から、助成事業の必要性や効果を考慮し、事業内容の特性に配慮しつつ、助成の固定化回避に取り組んでいます。また、公益法

人については、平成20年7月29日に内閣官房長官の下に設けられた「行政支出総点検会議」の指摘（平成20年12月1日）を踏まえ、助成金額の削減に努めています。これらを踏まえ、助成事業の選定については、都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会が推薦審査委員会の審議に基づき推薦する事業について、当機構が設置する外部有識者からなる審査機関（基金事業審査・評価委員会審査部会）において、平成22年度助成事業に関する選定方針を策定し、その審議を経たうえで決定します。

なお、平成20年度以前において当機構の助成事業を実施した場合は、当該事業について、評価機関（基金事業審査・評価委員会評価部会）による評価結果も考慮して決定します。

- (2) 選定結果については、平成22年4月上旬を目途に文書をもって、その採否をお知らせします。

審査の結果、複数年助成については、単年度事業として選定する場合があります。

なお、採択した事業については、平成22年4月下旬までに当機構のホームページ等においても公開します。

- (3) 同一事業について、他の助成機関等から助成が決定した場合は、当機構の助成金を辞退していただく場合があります。

- (4) 審査内容に関するお問い合わせ等にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

なお、都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会における推薦審査委員会についても、当該社会福祉協議会において、別の定めがない限り、同様の取扱いとします。

9. 助成金の支払い手続き

独立行政法人福祉医療機構の助成金は「概算払い」としており、概算払請求までの諸手続きが完了した後に、機構からご指定の口座へ助成金を振り込みます。

10. 事業評価

助成事業終了後は、事業の自己評価書を提出いただくとともに、当機構が実施する助成事業の事後評価に協力いただくこととなります。

11. 情報公開

提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

12. 個人情報の取扱い

助成に対する応募に関するデータについては、長寿・子育て・障害者基金業務及びこれに附帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。

- ・ 基金助成事業の募集案内、広報誌、セミナー等の情報並びに事後評価報告書、自己評価書、フォローアップ調査票及びアンケート調査票の送付
- ・ 国等の公的機関からの照会並びに広報誌、事後評価報告書等及びホームページ上での公表
- ・ 基金助成事業における調査及び分析並びに助成事業及びサービスに関する研究及び開発

13. 問合せ先及び送付先

助成事業を実施する場所の都道府県・政令指定都市の社会福祉協議会が窓口となります。

別添の「都道府県・政令指定都市社会福祉協議会一覧表」を参考にお問い合わせください。

(別紙1)

1. 助成対象事業について

この助成金の交付の対象は、国内の社会福祉を振興するための事業であって、サービスの内容、ニーズの高さ等地域の実情に照らし、事業の実施が必要と認められ、新たな展開を伴い、継続性が期待できる事業のうち、次に掲げるテーマに関連する事業とします。

なお、各テーマのうち※印の事業については、重点助成分野として位置づけ、優先的に採択します。

【高齢者・障害者福祉基金】

テーマ①「地域の福祉・介護のネットワークの形成に関すること」

情報機器の活用等により、地域の物的・人的資源の連携に寄与する事業、福祉関連情報の集積・発信を行う事業等を支援し、在宅福祉及び介護基盤等の有機的連携の推進を図る。

※ 高齢者・障害者の住環境問題に関する事業

- ・例えば、高齢者等にかかる住まいと地域福祉サービスとの連携に関する取り組み など

※ 団塊の世代等による地域のコミュニティの再生に関する事業

- ・例えば、自治会・町内会、ボランティア等の地域住民による地域福祉活動の活性化を図る取り組み、団塊の世代等の福祉・介護分野への参加や定着を促進する取り組み、孤独死防止に関する取り組み など

※ 福祉・介護分野に従事する者の資質の向上、定着の支援及び福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業

- ・例えば、人材の処遇・キャリアパスの在り方等の定着促進に関する取り組み、他分野の人材等の多様な人材の参入促進に関する取り組み、人材を安定的に確保し、育成して行くことができる経営や雇用管理に関する取り組み など

テーマ②「緊急に充実を図る必要のある高齢者、障害者在宅福祉の推進に関すること」

重複障害、難病に起因する障害など一般的な在宅福祉対策で対応困難な分野や従来の施策等の谷間であって十分な在宅福祉の推進が図られていない分野等について、よりきめ細かい支援を行い在宅福祉の充実を図る。

※ 医療的ケアが必要な障害児・者の家族の支援に関する事業

- ・例えば、医療的ケアが必要な障害児・者の家族への相談、普及啓発、ネットワーク化の促進に関する取り組み など

テーマ③「高齢者、障害者の社会参加の促進に関すること」

障害者や心身の機能が低下した高齢者の自己実現・自己表現を図るための活動を支援するとともに、これらの活動を行いやすい環境を整えるための活動を支援し、社会参加の促進を図る。

- ※ 障害者の自立生活・就労支援・権利擁護・文化芸術等に関する事業
- ・例えば、障害者の権利擁護、権利条約に関連した活動を推進する取り組み、障害者の自立生活・就労支援についての理解の促進と普及啓発に関する取り組み など

テーマ④「民間非営利団体等による地域の福祉・介護活動に関すること」

介護保険制度の改革や障害保健福祉施策の改革等を踏まえ、民間非営利団体等が地域で実施する事業について、活動を軌道に乗せるための支援を行い、地域における多様な主体が参加した在宅福祉基盤の充実を図る。

【子育て支援基金】

テーマ①「地域や家庭における子育て支援事業に関すること」

地域の保育資源の連携、保護者などの子育て当事者による活動・孤立化防止、乳幼児・障害児・慢性疾患児等を抱える家庭、妊産婦等に対する支援、食育の推進等による民間団体の子育て支援事業の促進を図る。

- ※ 子育て支援のネットワークづくりに関する事業
- ・例えば、人・組織など多様な資源の連携による家庭教育への支援や母子家庭の就業支援に関する取り組み、子どもにとっての安全、安心な地域環境のネットワーク化に関する取り組み など

テーマ②「青少年の非行防止・健全育成事業に関すること」

非行やいじめ、薬物乱用等に対する相談及び性に関する不安や悩み等思春期に特有の身体的・精神的問題に対する相談、地域実践活動、子どもの居場所を提供するなどの地域健全育成活動等を通じて、次代を担う子どもの健全育成と非行防止を図る。また、引きこもりや不登校の児童対策事業の推進を図る。

テーマ③「児童虐待防止対策など要保護児童対策等事業に関すること」

児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応のほか、児童の保護・自立支援に関する調査研究や広報啓発等の事業など要保護児童対策の推進を図る。

- ※ 児童虐待・DV・いじめ等により保護・支援が必要な子ども・家庭の支援事業

- ・例えば、児童虐待の発生防止、早期発見・早期対応に関する取り組み、不登校改善のための取り組み など

テーマ④「ひとり親家庭等自立支援事業に関すること」

ひとり親家庭等の自立のため各種相談支援や就労支援の促進を図る。

【障害者スポーツ支援基金】

テーマ①「障害者スポーツの育成・強化事業に関すること」

障害者の競技スポーツの育成・強化を図るため、選手の競技力向上、各種競技大会の開催や参加の促進、競技団体の育成等の推進を図る。

- ※ 国際大会における選手の育成・強化に関する事業

テーマ②「障害者スポーツに対する意識高揚に関すること」

障害者スポーツに対する国民の意識の高揚を図るための普及・啓発、情報提供等に関する事業の推進を図る。

テーマ③「地域におけるスポーツを通じた障害者の社会参加の推進に関すること」

障害者がスポーツを通じて社会参加する機会を確保するため、地域の障害者スポーツ大会や重度障害者のためのスポーツ大会等の推進を図る。

2. 各基金を横断する分野、今日的課題に対応する分野について

下記の分野については、その重要性を踏まえ、積極的に助成対象とします。

・分野横断的な取り組みに関する事業

例えば、保健医療と福祉の連携を進める事業や、高齢者による子育て環境づくり事業、ワンストップサービスなど、施策や制度に横断的な対応をするもの

・今日的課題に対応する事業

例えば、貧困、ホームレス、高齢者・障害者への虐待やいじめの問題、ひとり親家庭における住まいの確保の取り組みに関すること など

(別紙2) 助成対象経費の例

平成22年度「地域活動助成」

経費項目	助成の対象となる経費の例	留意点など
謝 金	<p>・雇用によるものではなく、個人に対して現金支給する報酬とします。</p> <p>①セミナー、研修会等の講師に対する謝金 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師謝金 ・実習指導者謝金 ・審判員謝金(スポーツ大会等) <p>②委員(有識者)の委員会出席に対する謝金 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会出席謝金 ・大会運営委員謝金 <p>③調査を実施した外部者に対する謝金 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査者謝金 <p>④報告書等の原稿執筆謝金 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書執筆謝金 <p>⑤その他事業実施に必要な謝金 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員謝金 	<p>①講師謝金等、②委員会出席謝金等、③調査者謝金等は、原則として団体が文書として定める支給規程(基準)に基づく額とします。ただし、団体の支給基準額が地方公共団体における支給基準額に比して著しく高額な場合は認められない場合があります。</p> <p>④原稿執筆謝金は、原則として団体が文書として定める支給規程(基準)に基づく額とします。 応募時点で支給規程(基準)が定められていない場合には、次の標準額を参考としてください。 ・400字詰原稿用紙1枚につき2,500円</p> <p>⑤その他事業実施に必要な謝金は、原則として団体が文書として定める支給規程(基準)に基づく額としますが、内容によっては、認められない場合があります。</p> <p>※ 団体の役員への諸謝金の支払いは、特定非営利活動法人及び非営利任意団体については、<u>助成事業に直接従事する場合</u>に対象となります。その他の法人等については、<u>助成事業に直接従事する無給の役員に対する場合のみ</u>対象としています。</p>
旅 費	<p>・原則として個人に現金支給する助成事業実施に必要な移動経費および宿泊費とします。</p> <p>①セミナー、研修会等へ講師が出席するために必要な旅費 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師旅費 ・実習指導者旅費 ・審判員旅費(スポーツ大会等) <p>②委員に支給する委員会出席に要する旅費 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会出席旅費 <p>③調査するために必要な旅費 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング調査旅費 ・実地調査旅費 <p>④その他事業実施に必要な旅費 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局旅費 ・ボランティア旅費 ・相談員旅費 ・参加者交通費(助成事業のイベント等への参加者の旅費を負担した場合) ・ガソリン代弁償費 ・高速代弁償費 <p>※ 海外渡航旅費を認める場合 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外からの講師等招聘旅費 ・海外で行われる障害者スポーツの世界大会参加旅費 ・機構が必要と認める場合 	<p>原則として、団体が文書で定める支給基準に基づく額としますが、地方公共団体における支給基準額に比して著しく高額な場合は認められない場合があります。</p> <p>応募時点で支給基準が定められていない場合には、次の標準額を参考としてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通費 目的地まで合理的な経路で公共交通機関を利用した場合の実費相当額 ・宿泊費 1泊13,000円程度 ・日当 支給基準に規定していない場合には計上できません。 <p>※ 特別な理由により海外渡航旅費を必要とする場合は、「理由書」を提出してください。</p>

経費項目	助成の対象となる経費の例	留意点など
所 費	借料 損料 助成事業に係る物品の借上げ料 (例) ・バス、レンタカー ・スポーツ機器 ・ファックス、コピー機、電話機 ・パソコン(周辺機器含む) ・大会に必要なモニターシステム ・その他事務機器	要望書の記載額は、業者への問い合わせ等による金額またはカタログ等を参考とした金額としてください。 【参考】 実際に助成金を受けて事業を実施する場合には、金額により複数業者の見積もりによる価格比較等を行っていただく場合があります。
	会場 借料 外部で行う委員会、研修会等の会場借上げ料、音響設備等使用料等	
	家賃 助成事業の専用場所のための家賃	賃貸契約書に記載された額が対象となります。 ※ 応募時点で未契約である場合は、応募時点での予定額を記載してください。 ※ 礼金または敷金等の預かり金は対象となりません。
	備品 購入費 当該助成事業のみにかかる備品購入費	要望書の記載額は、業者への問い合わせ等による金額またはカタログ等を参考とした金額としてください。備品と消耗品の区分の基準は、団体に定める基準とします。 特に備品と消耗品の区分基準がない場合には、次の標準額を参考としてください。 備 品：単価が10万円以上のもの 消耗品：単価が10万円未満のもの 【参考】 実際に助成金を受けて事業を実施する場合には、金額により複数業者の見積もりによる価格比較等を行っていただく場合があります。
	消耗品 費 助成事業のみにかかる用紙購入、封筒購入等に必要な経費	
	印刷 製本費 ちらし、ポスター、調査表、報告書、封筒等の印刷にかかる経費 助成事業の実施に要したコピー代 (例) ・外部でコピーを行い領収書が発行される場合 ・コピーカード、利用番号等により使用額が区分可能であり、請求書等で助成事業専用の経費であることが証明できる場合	要望書の記載額は、業者への問い合わせ等による金額またはカタログ等を参考とした金額としてください。 【参考】 実際に助成金を受けて事業を実施する場合には、金額により複数業者の見積もりによる価格比較等を行っていただく場合があります。
	通信 運搬費 ちらし、ポスター、調査表、報告書等の郵送料、委員、参加者との連絡にかかる郵送料等 助成事業専用の電話、携帯電話、ファックスの電話料 助成事業専用のインターネット利用料	電話料等は専用回線など請求明細等で助成事業にかかる使用額が、分離明示可能なものが対象となります。
	会議費 会議、打ち合わせの際の簡素な茶菓代の購入に要する経費	原則として団体が定める基準に基づく額とします。 ※ 特に基準がない場合には、次の標準額を参考としてください。 標準額：茶菓代 1人1回(日)につき500円程度 標準額：外部者が関係する場合で長時間拘束する場合など軽食を出すことが止むを得ない場合 1人1回につき1,000円程度 その他、キャンプ、サロン、食育事業等、事業上の必然性があり廉価であるものは対象となりますが、アルコール代、高額な食事代、宴会、回数及び単価等が過剰な親睦会・交流会、出張等移動中の喫茶代、その他事業上の必然性が認められない飲食代は対象となりません。

経費項目	助成の対象となる経費の例	留意点など	
所 費	賃金 (アルバイト)	<p>原則として団体が文書で定める基準に基づく額とします。</p> <p>応募時点で支給規程（基準）が定められていない場合には、次の標準額を参考としてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日給：8,000円（1日につき） ・時給：1,000円（1時間につき） <p>※ 団体の役職員への賃金の支払いは原則として対象外です。 ただし、助成事業に直接従事する無給の役職員に対する賃金の支払いのみ対象とします。</p>	
	委託費	<p>事業の一部を外部に発注する経費（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査、集計、分析等 ・報告書の原案の作成等 ・シンポジウム、フェスティバルや放送、啓発ポスター等をイベント会社に依頼する経費 ・VTR、CD、コンピュータのソフトの制作経費 <p>要望書の記載額は、業者への問い合わせ等による金額としてください。</p> <p>※ 事業の主体的な部分（企画・立案）を外部委託することは認められません（募集要領本文「2. 助成対象事業」⑦参照）が、次のいずれにも該当する場合は対象とします。（この場合は理由書を提出してください。）</p> <p>ア コンピュータのソフト開発など、外部の専門家の協力を得なければ事業の実施が困難であるもの</p> <p>イ 法人又は団体が助成対象事業を行うために締結する契約については、契約額が100万円を超える場合には、競争入札に付して事業を選定するもの</p> <p>ウ 法人又は団体が助成対象事業を行うために契約する相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供や職員の派遣を受けてないこと</p> <p>【参考】 実際に助成金を受けて事業を実施する場合には、金額により複数業者の見積もりによる価格比較等を行っていただく場合があります。</p>	
	保険料	助成事業のためだけに加入する賠償責任保険料や指導者の傷害保険料	
	食材費	食事の提供又は調理を行うことが事業となっている場合の食品材料費	
	雑役務費	<p>手話通訳や要約筆記、翻訳、預かり保育、議事録の速記録等を専門機関などに依頼する経費（謝金、賃金で対処する場合を除く）</p> <p>振込手数料、収入印紙</p>	<p>要望書の記載額は、業者への問い合わせ等による金額としてください。</p> <p>【参考】 実際に助成金を受けて事業を実施する場合には、金額により複数業者の見積もりによる価格比較等を行っていただく場合があります。</p>
	施設整備費	<p>助成事業の専用建物の改修にかかる経費（ただし、資産計上を伴うような、大規模な工事は除く）</p> <p>仮設物（プレハブ等）の設置にかかる経費</p>	<p>要望書の記載額は、業者への問い合わせ等による金額またはカタログ等を参考とした金額としてください。</p> <p>※ 建物新築・増築費、建物購入費は対象となりません。</p> <p>※ 別表に掲げる事業にかかる施設整備費、設備整備費（機械購入資金）は対象となりません。</p> <p>【参考】 実際に助成金を受けて事業を実施する場合には、金額により複数業者の見積もりによる価格比較等を行っていただく場合があります。</p>
その他	助成事業の実施に必要な各種経費	事業内容を勘案して決めます。	

※ 上記、助成対象経費の例に該当しないもの、その他不明の点は、事前に、機構へご照会ください。

※ 他の事業と共用の経費であって、領収書を分けることができない経費は認められません。

助成対象経費の例「施設整備費欄」における別表

(次に掲げた事業等における施設整備費、設備整備費(機械購入資金)は助成対象外となります)

実施主体	事業等の種類
社会福祉法人 日本赤十字社	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設 社会事業授産施設 婦人保護施設 【知的障害者援護施設の経過措置施設】 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮
社会福祉法人 日本赤十字社 一般財団法人 一般社団法人	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設 身体障害者福祉センター 【身体障害者更生援護施設の経過措置施設】 身体障害者更生施設 身体障害者授産施設 身体障害者療護施設
社会福祉法人 日本赤十字社 一般財団法人 一般社団法人 医療法人 特定非営利活動法人(※印のみ該当)	【精神障害者社会復帰施設の経過措置施設】 精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設 (※ただし、工賃倍増計画のための設備整備資金のみ) 精神障害者福祉工場 (※ただし、工賃倍増計画のための設備整備資金のみ) 障害者支援施設(医療法人を除く) 居宅介護を行う事業 重度訪問介護を行う事業 重度障害者等包括支援を行う事業 短期入所を行う事業 生活介護を行う事業 自立訓練を行う事業 就労移行支援を行う事業 (※ただし、工賃倍増計画のための設備整備資金のみ) 就労継続支援を行う事業 (※ただし、工賃倍増計画のための設備整備資金のみ) 共同生活援助(グループホーム)を行う事業 (※ただし、消防用設備設置のみ) 共同生活介護(ケアホーム)を行う事業 (※ただし、消防用設備設置のみ) 相談支援を行う事業 地域活動支援センター 福祉ホーム
社会福祉法人 日本赤十字社 医療法人(※特別養護老人ホーム、養護老人ホームを除く)	行動援護を行う事業 療養介護を行う事業 施設入所支援を行う事業 児童デイサービスを行う事業 移動支援を行う事業 特別養護老人ホーム(※) 養護老人ホーム(※) ケアハウス 老人介護支援センター 老人短期入所施設 老人デイサービスセンター

実施主体	事業等の種類
社会福祉法人 日本赤十字社 一般財団法人 一般社団法人 宗教法人 医療法人（※印のみ該当）	知的障害児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 重症心身障害児（者）通園事業施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所（※） 児童養護施設 児童厚生施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター
社会福祉法人 日本赤十字社 一般財団法人 一般社団法人	母子福祉センター 母子休養ホーム
社会福祉法人 日本赤十字社 一般財団法人 一般社団法人 医療法人	上記に掲げるもののほか、社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設（小規模多機能型居宅介護事業等）
更生保護法人 一般財団法人 一般社団法人	更生保護事業法関連施設
社会福祉法人 日本赤十字社	社会福祉事業施設の職員等の研修のための施設 保育士養成施設 社会福祉士及び介護福祉士養成施設
社会福祉法人	特定有料老人ホーム
特定非営利活動法人等	認知症高齢者グループホーム 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設

都道府県・政令指定都市社会福祉協議会一覧表

都道府県・市	郵便番号	住 所	担当部署	電話番号	F A X
北海道	060-0002	札幌市中央区北2条西7-1	道立社会福祉総合センター3階	総務部企画総務課	011-241-3976 011-251-3971
札幌市	060-0042	札幌市中央区大通西19-1-1	市社会福祉総合センター3階	総務課	011-614-3343 011-614-1109
青森県	030-0822	青森市中央3-20-30	県民福祉プラザ内	地域福祉部 青森県ボランティア・市民活動センター	017-777-9301 017-722-2739
岩手県	020-0831	盛岡市三本柳8地割1-3	ふれあいランド岩手内	総務課	019-637-4466 019-637-4255
宮城県	980-0014	仙台市青葉区本町3-7-4		地域福祉部地域福祉課みやぎボランティア総合センター	022-222-0010 022-217-9388
仙台市	980-0022	仙台市青葉区五橋2-12-2	市福祉プラザ6階	地域福祉課地域福祉係	022-223-2026 022-262-1948
秋田県	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	県社会福祉会館内	総務企画部 企画情報・福祉サービス評価担当	018-864-2712 018-864-2742
山形県	990-0021	山形市小白川町2-3-31	県総合社会福祉センター内	地域福祉部	023-626-1622 023-626-1623
福島県	960-8141	福島市渡利字七社宮111	県総合社会福祉センター2階	総務企画課	024-523-1251 024-523-4477
茨城県	310-0851	水戸市千波町1918	県総合社会福祉会館内	生活支援部	029-241-1133 029-241-1434
栃木県	320-8508	宇都宮市若草1-10-6	とちぎ福祉プラザ内	福祉部地域福祉・ボランティア課	028-622-0525 028-621-5298
群馬県	371-8525	前橋市新前橋町13-12	県社会福祉総合センター4階	利用支援グループ	027-255-6226 027-255-6173
埼玉県	330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65	彩の国すこやかプラザ内	地域福祉部地域連携課	048-822-1192 048-822-1449
さいたま市	336-0061	さいたま市浦和区常盤9-30-22	浦和ふれあい館	事業課地域福祉係	048-834-3133 048-835-1222
千葉県	260-8508	千葉市中央区千葉港4-3	県社会福祉センター内	地域福祉部ボランティア・市民活動センター	043-204-6010 043-204-6015
千葉市	260-0844	千葉市中央区千葉寺町1208-2	千葉市ハーモニープラザC棟3階	地域福祉課社会福祉係	043-209-8868 043-209-8866
東京都	162-8953	新宿区神楽河岸1-1	セントラルプラザ5階	地域福祉部地域福祉担当	03-3268-7186 03-3268-7222
神奈川県	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	かながわ県民センター12階	県民活動推進部	045-312-1121 045-312-6307
横浜市	231-8482	横浜市中区桜木町1-1	横浜市健康福祉総合センター8F	地域活動部市民活動支援課	045-201-8620 045-201-1620
川崎市	211-0053	川崎市中原区小田中6-22-5	川崎市総合福祉センター5階	福祉部ボランティア活動振興センター	044-739-8718 044-739-8739
新潟県	950-8575	新潟市中央区上所2-2-2	新潟ユニゾンプラザ3階	地域福祉課	025-285-1400 025-285-0303
新潟市	950-0909	新潟市中央区八千代1-3-1	新潟市総合福祉会館内	地域福祉課	025-248-7165 025-243-4376
富山県	930-0094	富山市安住町5-21	富山県総合福祉会館内	総務企画課	076-432-2958 076-432-6146
石川県	920-8557	金沢市本多町3-1-10	県社会福祉会館内	総務管理課	076-224-1212 076-222-8900
福井県	910-8516	福井市光陽2-3-22	福井県社会福祉センター内	福祉のまちづくり推進課	0776-24-4987 0776-24-0041
山梨県	400-0005	甲府市北新1-2-12	県福祉プラザ4階	企画課	055-254-8610 055-254-8614
長野県	380-0928	長野市若里7-1-7	長野県社会福祉総合センター内	事業推進部 地域福祉推進課	026-226-1882 026-291-5180
岐阜県	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1	県福祉・農業会館4階	地域福祉部 ボランティア・市民活動支援センター	058-273-1111 058-274-2945
静岡県	420-8670	静岡市葵区駿府町1-70	県総合社会福祉会館内	地域福祉部地域支援課	054-254-5224 054-251-7508
静岡市	420-0854	静岡市葵区城内町1-1	静岡市中央福祉センター内	総務課	054-254-5213 054-252-2420
浜松市	432-8035	浜松市中区成子町140-8	浜松市福祉交流センター内	本部 地域支援課	053-453-0580 053-452-9218
愛知県	460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7	県社会福祉会館5階	総務部	052-232-1181 052-232-1191
名古屋	462-8558	名古屋市中区清水4-17-1	市総合社会福祉会館5階	地域福祉推進部	052-911-3180 052-913-8553
三重県	514-8552	津市桜橋2-131	県社会福祉会館内	総務企画部企画調整担当	059-227-5145 059-227-6618
滋賀県	525-0072	草津市笠山7-8-138	県立長寿社会福祉センター内	福祉人材・研修センター	077-567-3925 077-567-3928
京都府	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375	府立総合社会福祉会館5階	きょうと福祉パートナー事業推進チーム	075-252-6292 075-252-6312
京都市	600-8127	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅津町83-1	ひと・まち交流館 京都 3階	ボランティア・市民活動部(京都市福祉ボランティアセンター)	075-354-8735 075-354-8738
大阪府	542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54	社会福祉指導センター	総務企画部	06-6762-9471 06-6764-5374
大阪市	543-0021	大阪市天王寺区東高津町12-10	市立社会福祉センター内	福祉部福祉企画課	06-6765-5610 06-6765-5607
堺市	590-0078	堺市堺区南瓦町2-1		総務課総務係	072-232-5420 072-221-7409
兵庫県	651-0062	神戸市中央区坂通2-1-18	県福祉センター内	総務企画部	078-242-4633 078-242-4153
神戸市	651-0086	神戸市中央区磯上通3-1-32	こうべ市民福祉交流センター4階	福祉部地域福祉課	078-271-5317 078-271-5366
奈良県	634-0061	橿原市大久保町320-11	県社会福祉総合センター内	地域福祉課 福祉教育・ボランティア活動センター係	0744-29-0155 0744-26-0234
和歌山県	640-8545	和歌山市手平2-1-2	県民交流プラザ和歌山ビック愛7階	総務企画部	073-435-5222 073-435-5226
鳥取県	689-0201	鳥取市伏野1729-5	県立福祉人材研修センター	地域福祉部	0857-59-6332 0857-59-6340
島根県	690-0011	松江市東津田町1741-3	いきいきプラザ島根内	地域福祉部	0852-32-5997 0852-32-5973
岡山県	700-0807	岡山市南方2-13-1	岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」3階	ボランティア・NPO活動支援センター	086-226-3551 086-225-6602
岡山市	700-8546	岡山市鹿田町1-1-1	岡山市保健福祉会館内	総務課	086-225-4051 086-222-8621
広島県	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	県社会福祉会館内	福祉部地域福祉課	082-254-3414 082-256-2228
広島市	730-0052	広島市中区千田町1-9-43	市社会福祉センター内	福祉課地域福祉係	082-243-0051 082-243-0032
山口県	753-0072	山口市大手町9-6	県社会福祉会館内	総務企画部総務班	083-924-2777 083-924-2792
徳島県	770-0943	徳島市中昭和町1-2	県立総合福祉センター3階	地域福祉課	088-654-4461 088-654-9250
香川県	760-0017	高松市番町1-10-35	県社会福祉総合センター4階	地域福祉課	087-861-0546 087-861-2664
愛媛県	790-8553	松山市持田町3-8-15	県総合社会福祉会館内	地域福祉班	089-921-8912 089-921-5289
高知県	780-8567	高知市朝倉375-1	県立ふくし交流プラザ内	高知県ボランティア・NPOセンター	088-850-9100 088-844-3852
福岡県	816-0804	春日市原町3-1-7	福岡県総合社会福祉センター(クローバープラザ)6階	地域福祉部 地域課	092-584-3377 092-584-3369
北九州市	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6	ウエルとばた内	総務部振興課	093-882-4401 093-882-3579
福岡市	810-0062	福岡市中央区荒戸3-3-39	市民福祉プラザ内	地域福祉部 地域福祉課	092-751-1121 092-751-1509
佐賀県	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	県社会福祉会館内	まちづくり課	0952-23-2145 0952-25-2980
長崎県	850-0862	長崎市出島町2-11	出島交流会館5F 県民ボランティア活動支援センター	ボランティア振興課	095-827-4872 095-827-4862
熊本県	860-0842	熊本市南千反畑町3-7	熊本県総合福祉センター内	熊本県ボランティアセンター	096-324-5436 096-324-5427
大分県	870-0907	大分市大津町2-1-41	大分県総合社会福祉会館内	地域福祉課	097-558-0300 097-558-1635
宮崎県	880-8515	宮崎市原町2-22	県福祉総合センター内	総務企画部総務企画課	0985-22-3145 0985-27-9003
鹿児島県	890-8517	鹿児島市鶴池新町1-7	県社会福祉センター内	地域福祉部	099-257-3855 099-251-6779
沖縄県	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1	沖縄県総合福祉センター内	地域福祉部	098-887-2000 098-887-2024